

新	旧
<p>(均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和51年10月1日から<u>令和13年9月30日</u>までの間（以下「特例期間」という。）に終了する事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の8第31項の期間に係る法人の市民税の均等割の税率は、北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号。以下「市税条例」という。）第15条第2項の規定にかかわらず、年につき、同項の表の第1号に掲げる法人については6万円、同表の第2号に掲げる法人については14万4,000円、同表の第3号に掲げる法人については15万6,000円、同表の第4号に掲げる法人については18万円、同表の第5号に掲げる法人については19万2,000円、同表の第6号に掲げる法人については48万円、同表の第7号に掲げる法人については49万2,000円、同表の第8号に掲げる法人については210万円、同表の第9号に掲げる法人については360万円とする。</p>	<p>(均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和51年10月1日から<u>令和8年9月30日</u>までの間（以下「特例期間」という。）に終了する事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の8第31項の期間に係る法人の市民税の均等割の税率は、北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号。以下「市税条例」という。）第15条第2項の規定にかかわらず、年につき、同項の表の第1号に掲げる法人については6万円、同表の第2号に掲げる法人については14万4,000円、同表の第3号に掲げる法人については15万6,000円、同表の第4号に掲げる法人については18万円、同表の第5号に掲げる法人については19万2,000円、同表の第6号に掲げる法人については48万円、同表の第7号に掲げる法人については49万2,000円、同表の第8号に掲げる法人については210万円、同表の第9号に掲げる法人については360万円とする。</p>